

令和5年3月9日

令和5年度 建築物耐震対策緊急促進事業に係る
事務事業を実施する者の公募の審査結果について

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

次のとおり、令和5年度建築物耐震対策緊急促進事業に係る事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

＜募集期間＞

令和5年2月13日～令和5年2月28日

＜審査基準＞

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事務事業の実施に係る計画が、適切なものであること。
- 2) 建築物の耐震化に関する技術に精通し、本事務事業を適確に遂行する技術能力（建築工事費の積算等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。
- 5) 本事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。
- 7) 本補助事業終了後、補助事業者の財産処分手続きや会計検査等のために必要となる文書を、必要な期間保管すること。

＜選定した事業者＞

提案者 2者（株式会社URリンクージほか1者）

採択者 株式会社URリンクージ